

広島県告示第五百六十一号

平成三十年台風第七号及び前線等に伴う大雨による災害により、広島市において多数の住宅被害が生じたため、同市の区域内において発生した大雨災害を被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）の対象となる自然災害とする。

平成三十年七月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦